



環境保全・改善委員会のアップ UP 通信 1月号 Vol.159

2024年12月2日以降、従来の健康保険証は発行されなくなり、マイナンバーに統一化されていきます。そこで、マイナ保険証についてメリット・デメリットや、マイナ保険証にしない場合も、今後の医療機関を受診する際に提示するものについて解説しますので参考にしてください！

マイナ保険証とは？

医療機関等で診療を受ける際に、マイナンバーカードを健康保険証として利用する仕組みのことです。

マイナ保険証のメリット・デメリット

マイナ保険証のメリット、デメリットを確認してみましょう！

●医療情報の共有

過去の診療情報や薬の情報を医師と共有でき、より適切な医療を受けられます。

●高額療養費の手続き簡略化

高額療養費制度の手続きが不要になり、限度額を超える医療費の支払いが免除されます。

●医療費控除の簡略化

マイナポータルとe-Taxの連携で、医療費控除の申請が簡単になります。

●手続きの簡素化

就職・転職・引越時の手続きが不要になります。

●初診料の割引

初診料が安くなります。



●システムエラーのリスク

システムエラーが発生すると利用できない場合があります。

●個人情報漏洩のリスク

紛失した場合、個人情報が漏洩するリスクがあります。

●再発行に時間がかかる

再発行には1~2か月かかることがあります。

●利用できない医療機関がある

一部の医療機関では利用できない場合があります。



マイナ保険証にしたら今までの保険証は破棄してもいい？

マイナ保険証にした後でも、今までの健康保険証を利用して医療機関などを受診できます。

従来の保険証は、最長で2025年12月1日まで利用可能です。

ただし、有効期限が2025年12月1日より前に切れる場合や、

転職・転居などで保険資格が変わった場合は、その時点で利用できなくなります。

マイナンバーカードを紛失したり、対応していない医療機関を利用したりする場合は、

従来の保険証の提出を求められる可能性がありますので、従来の保険証は破棄せず、

医療機関を受診するときはマイナンバーカードと併せて持っていきましょう！

健康保険
被保険者証
記号123456789 番号123

氏名 ●●●● 性別 ●
生年月日 ●● 年 ● 月 ● 日
資格取得日 ●● 年 ● 月 ● 日

医療機関を受診する際は、何を提示すればいいの？

マイナ保険証を持っているか否かで、医療機関を受診する時に提示するものが変わります。

マイナ保険証を持っていない、もしくはマイナンバーカードを健康保険証として

利用していない場合は、「資格確認書」が交付されます。

◇マイナ保険証を持っている場合→医療機関の窓口で「マイナ保険証」を提示

◇マイナ保険証を持っていない場合→医療機関の窓口で「資格確認書」を提示

資格確認書はご自身が加入している医療保険者から無償で申請によらず順次交付されます。

マイナ保険証を作るには？

マイナ保険証には利用申し込みが必要です。次の2つの方法があります。

●ウェブサイトやアプリ

マイナポータルのウェブサイトやアプリから申請できます。

マイナポータル

●セブン銀行 ATM

利用の申込みには、マイナンバーカードと利用者証明用パスワード(4桁)が必要です。

今後の流れやメリット・デメリットをしっかり把握した上で、自分の価値観に見合った方法を選択してくださいね。

